

# 移行期における正義 (transitional justice) 再考

## —過去の人権侵害と復讐／赦し、記憶／忘却の政治—

土 佐 弘 之

### 概 要

内戦状況や抑圧的政治体制の下における虐殺といった重大な人権侵害に対して如何なる対応を行うかといったことが、紛争後の社会をどう再建するか、平和構築を如何にして進めていくかといった課題も絡みつつ、重要な現代的課題の一つとなっている。紛争の発生原因に遡って根本的に解決するためには、構造的な問題を一つ一つ解決していくかなければならないのは言うまでもないが、そうした構造的な制約の中、過度期の正義についての的確な対応をとり続けていくことで、状況を改善していくことも可能なはずである。本稿では、赦しやアーカイブに関するジャック・デリダの議論などを補助線として使いながら、「移行期における正義 (transitional justice)」の望ましい方向性について検討していく。そして、復讐へと傾斜したものについては赦しの方向へ、忘却へと傾斜したものについては記憶の方向へといったようにそれぞれ、いずれも何らかの形で不十分な対応を改めしていく必要性があることを確認した上で、語りによる歴史物語の書き換えの動きの活性化、記憶再編の可動幅や共有化される記憶の地平の拡大が、沈黙を強いる抑圧的な構造的権力の解体と同時に重要であることを指摘した。

### キーワード

移行期の正義、人権侵害、忘却、記憶、赦し

「赦しの難しさは、つまり赦しが不可能に見える原因是、それが、まさに赦すことのできないものに対して差し向けられねばならないからです。」  
ジャック・デリダ「正義と赦し」

「権力にたいする人間の闘いとは忘却にたいする記憶の闘いにはかならない、と。彼はそんなふうに、友人たちから軽率だといわれていることを正当化したがっていた。」ミラン・クンデラ『笑いと忘却の書』

### はじめに

内戦状況や抑圧的政治体制の下における虐殺といった事態を起きないようにするのが最

善の策であることは言うまでもない。しかし、もし起きてしまった場合、特に起きてしまった後、その過程で起きた重大な人権侵害に対して如何なる対応を行うかといったことが、紛争後の社会をどう再建するか、平和構築を如何にして進めていくかといった課題とも絡みつつ、重要な現代的課題の一つとなっている。重大な人権侵害には、おおまかに言って二つのパターンがある、と言ってよいだろう。一つは、国家という制度的権力が暴走し、その暴力装置によって、市民を含む人々の生命を脅かし、時には大量虐殺を行うといったパターンである。市民を守るべき制度であるはずの国家が、このように逆機能状態に陥るような事例は、20世紀においては、ナチズム、スターリニズムからクメール・ルージュといったように事欠かなかった。そして、もう一つのパターンは20世紀末から次第に目立ち始めたものであるが、国家という制度が機能不全を起こし、最悪の場合、内戦、無政府状態という形で崩壊していく過程で大量虐殺が起きるような場合である。前者が、フォーディズム時代における「国家の逆機能」という近代的問題とすれば、後者はポスト・フォーディズム時代における「国家の機能不全、解体」というポストモダン的問題と位置づけることができようが、ルワンダにおける大量虐殺（1994年）のように、この二つのパターンは互いに重なりあり絡み合っている部分があり<sup>1)</sup>、明確に分けることは難しい。またカンボジアのポル・ポト政権やアフガニスタン・タリバーン政権などの事例に見られるように、「国家の逆機能」の問題も「国家の機能不全、解体」の問題の中から顕現してくる場合があることにも注意を払う必要があろう。

しかし、重要な点は、「国家の逆機能」という近代的問題も依然として残っているが、時代的な趨勢としては、「国家の機能不全、解体」というポストモダン的問題が、より深刻化しているということであろう。なぜ、制度としての国家が機能不全に陥った上に、最悪の場合、解体してしまうといったような事態が頻繁に起きるようになっているのか。もちろん個々の事例は、それぞれの地域的特性や歴史的経路依存の要因が大きく作用していく一括りに論ずることは困難であるが、国家という近代的制度が結局根付かず解体していく背景には、植民地支配の負の遺産、帝国解体過程や脱植民地化過程の混乱、国際冷戦の波及効果などの歴史的要因に加えて、冷戦後の国際社会へのネオ・リベラリズム的原理の更なる浸透といった事態があるだろう。つまり、ネオ・リベラリズム的経済原理が世界システム周辺部にまで浸透していく過程で、制度を支える社会関係資本（social capital）ないしは信頼関係が壊されていき、結果として、制度の機能不全が引き起こされ、さらに信頼関係が壊されていっているということである<sup>2)</sup>。紛争の発生原因に遡って根本的に解決

1) 例えば次を参照。Human Rights Watch, *Leave None to Tell the Story: Genocide in Rwanda* (N.Y.: Human Rights Watch, 1999; Mahmood Mamdani, *When Victims Become Killers: Colonialism, Nativism, and the Genocide in Rwanda* (New Jersey: Princeton University Press, 2001).

するためには、こうした構造的な問題を一つ一つ解決していかなければならないのは言うまでもないが、こうした構造的な制約の中で最適な対応をとっていくことで状況を改善していくことも可能なはずである。本稿では、重大な人権侵害行為によって信頼関係が壊されていく中、その信頼関係を如何なる形で再構築することができるのか、といったことを視野に入れながら、「移行期における正義(transitional justice)」<sup>3)</sup>という問題を整理、検討していく。そして、その作業の際、赦しやアーカイブに関するジャック・デリダの議論などを補助線として使いながら、望ましい対応の方向性、そこにおける課題などについて考えていきたい。

## 和平・民主化プロセス形態と「移行期における正義(transitional justice)」

内戦、また内戦に準じるような状況の場合、通常、双方が、正戦論でいうところのユス・アド・ベルム (*jus ad bellum*)、つまり戦争そのものの適法性を判定する法規に則っており、武力行使をするにあたっての「正当な理由 (just cause)」をもっていると主張している。問題は、こうしたユス・アド・ベルムについての主張が強ければ強いほど、その戦いの過程で、ユス・イン・ベロ (*jus in bello*)、つまり戦時法規は踏みにじられ、「正当な理由」という口実の下で、重大な人権侵害が行われることになる、ということであろう。こうした状態がさらにエスカレートすれば、時には、人権侵害行為を付随する「正戦」といった段階から人権侵害そのものを目的とする戦争といった段階へと移行することになる。もちろん、アーレントの指摘する通り、植民地主義的暴力のように、当初から、「人種」

2) 土佐弘之『安全保障という逆説』青土社、2003年、110-138頁。

3) 移行期における正義(transitional justice)とは、通常、権威主義体制から民主主義体制への移行過程における正義・司法問題を指すように理解されてきたが、安定している民主主義体制においても、歴史的正義の問題（たとえば奴隸制、先住民問題）などは未解決であり、正義の問題は常に移行過程にあるという意味では、移行期における正義の問題は、あらゆる社会が直面している問題として見た方が良いだろう。狭義の「移行期における正義」についての先行研究の代表的な例としては、Neil J. Kritz, *Transitional Justice: How Emerging Democratic Reckon with Former Regimes. Vol. 1 General Considerations* (Washington, D. C.: United States Institute of Peace Press, 1995); A. James McAdams, *Transitional Justice and the Rule of Law in New Democracies*. (Notre Dame: University of Notre Dame Press, 1997); Alexandra Barahona de Brito et al. *The Politics of Memory: Transitional Justice in Democratizing Societies* (Oxford: Oxford University Press, 2001); Ruti G. Teitel, *Transitional Justice* (Oxford: Oxford University Press, 2000) など。関連する邦語文献では、大串和雄「罰するべきか許すべきか：過去の人権侵害に向き合うラテンアメリカ諸国のシレンマ」『社会科学ジャーナル（国際基督教大学社会科学研究所）』40号、1999年、139-160頁；『ワールド・トレンド（アジア経済研究所）』第82号（特集「国民和解」）、2002年など。歴史的（不）正義(historical (in-)justice)については、例えば、Janna Thompson, *Taking Responsibility for the Past: Reparation and Historical Justice* (Oxford: Polity, 2002) など。

の絶滅を目的とする<sup>4)</sup>、つまり人権侵害そのものを目的とする暴力形態から始まるといった場合もある。幸いにして当事者片方の絶滅といった形で内戦が終わったのでない場合、その戦いの過程で行われた数々の重大な人権侵害について、どう記憶していくかが重要な問題として残る。重大な人権侵害の、いずれの事例が忘却され、いずれの事例が記憶されるかといったことは、当然、和平プロセス以降の政治過程で実権を握る権力ブロックの性格やそれを取り巻く国際環境、特に国外からの介入、圧力の有無に大きく影響されることになる。

ナショナル・レベルで見れば、過去の重大な人権侵害に如何なる対応を行うかという問題は、当地の民主化移行形態に大きく影響を受ける。たとえば、重大な人権侵害が旧体制によって行われたものである場合、人権侵害への対応の仕方は、旧体制から新しい政治体制への移行形態に強く影響される。例えば民主化移行形態は、「上からの民主化」、「相乗りによる民主化」、「下からの民主化」といった類型に分けられることが多いが、「上からの民主化」の場合、つまり旧体制派が大きな影響力を保持している場合（一部の旧共産主義諸国に見られるように体制が崩壊しても旧エリートが別の衣をまとめて権勢を保持しているような場合も含む<sup>5)</sup>）、「忘却」という選択が志向され、逆に、「下からの民主化」の場合、つまり旧体制分子が一掃された場合、「処罰」という選択が志向されることが多い。その中間形態である「相乗り民主化」の場合、真実和解委員会ないし真相究明委員会形式の選択がとられることがある。同じ真相究明委員会という名前をもっていても、旧体制派の影響力が強ければ強いほど、その真相究明の実態は、「忘却」の方へ傾斜することになる<sup>6)</sup>。同様の傾向は、内戦後の和平プロセスの類型と「移行期の正義」との関係にも見てとることができる。

たとえば1994年のルワンダの場合などのように、重大な人権侵害行為の加害者、被害者の範囲が広範にわたっている上に、移行過程が革命的なものである場合（旧体制が崩壊し、反体制側が権力奪取に成功したような場合）、復讐を求める声を封殺することは不可能になり、赦しから復讐の方へとベクトルは反転する。TRCの事例を「正義なき和解」と難詰することが可能であれば、ルワンダの国内法廷の動きを「和解なき正義」と批判的に見ることは可能であろう<sup>7)</sup>。こうした場合、たとえ裁判の形式をとったにせよ、それは勝

4) ハンナ・アーレント（大島通義・大島かおり訳）『全体主義の起源2 帝国主義』みすず書房、105～106頁。

5) ローゼンバーグは、アルバニア、ルーマニアなどを、こうした事例として挙げ、権力エリートの断絶が見られる東独、ポーランド、チェコスロvakiaといった事例と対比させている。しかし、後者の場合でも、ラテン・アメリカなどの権威主義体制と異なり、全体主義支配は包括的で加害者も広汎にわたっていたがゆえに、その負の遺産についての取り扱いは、それほど簡単ではない。Tina Rosenberg, *The Haunted Land: Facing Europe's Ghosts after Communism* (N.Y.: Vintage Books, 1995), p. xx.

6) Andrew Rigby, *Justice and Reconciliation: After the Violence*. (Boulder: Lynne Rienner, 2001), pp. 7-8.

利者による裁き、人民裁判に近いものになる<sup>8)</sup>。この場合、相手側の人権侵害については記憶するが、裁く側に回っている政治勢力の人権侵害については意図的に忘れるといったことが行われる（図1の④）。報復の連鎖を引き起こすおそれのある偏った「正義」を是正していくためには、まず勝者側は「法の前での平等」といった法の正義（legal justice）の考え方を適用しながら矯正的正義を実現するという手立てを模索しなければならない（図1の①）<sup>9)</sup>。しかし、内戦後、社会経済的にも困難を強いられている国においては、法曹関連の人的資源や社会経済的基盤などが脆弱である点からも、法の支配に基づく刑事訴追を行うこと自体に非常な困難が伴う。また制度的基盤がある程度あったとしても、旧体制崩壊後の法による処罰つまり刑罰不溯及原則の無視、また裁判の政治化やケースの恣意的選択など、「法の支配」とは相容れない傾向がよく見られる。どうしても国内で適切に対応出来ないということになれば、「国際社会」による司法的介入が必要となってくる。

旧体制に対する復讐を求める声が強すぎる場合とは逆に、たとえば旧体制側の力が強すぎて過去の人権侵害に対する適切な対応ができない場合がある。重大な人権侵害が広範にわたっていて社会の構成員の多くが直接的な加害者になっている場合、また民主化移行ないし和平プロセス過程が旧体制側の主導によって進められている場合、過去の古傷にあえて触れないことが得策であるとして、意図的に忘却（水に流す）という選択肢がとられることがある（図1の③）<sup>10)</sup>。そこにおける「赦し」は当然、括弧のついたものであり、被害者の多くは単に沈黙を強いられているにすぎない。また、たとえ真相究明委員会形式の対応がとられたとしても、グアテマラのように和平プロセス過程が旧体制側の主導によって進められている場合、同委員会の権限はかなり制限され、多くの場合、実質的な沈黙を余儀なくされる。プリシラ・ヘイナーによる真相究明委員会の比較研究では、真相究明

7) Mahmood Mamdani, "Reconciliation without Justice" *Southern African Review of Books*. Issue 46, November/December 1996. [http://www.uni-ulm.de/~rturrell/antho3html/Mamdani.html]

8) ルワンダのガチャチャについては共同体を基礎にした修復的正義の実現を目指したものとして積極的に評価するものもあるが、法の支配という観点から問題があるという性格を指摘するものもある。積極的な評価をしているものとしては、Peter E. Harrell, *Rwanda's Gamble: Gacaca and a New Model of Transitional Justice* (N. Y. : Writers Club Press, 2003), 長短所双方をバランス良く見ようとしているものとしては、Amnesty International, "Gacaca: A Question of Justice," AFR 47/007/2002, December 2002; Erin Daly, "Between Punitive and Reconstuctive Justice: The Gacaca Courts in Rwanda," *International Law and Politics*, vol. 34, pp. 355-396; 武内進一「ルワンダ：裁判を通じた「国民和解」」『ワールド・トレンド（アジア経済研究所）』第82号, 2002年, 28-31頁など。

9) ジュディス・シェクラーが指摘しているように、法秩序のない状態が前提であれば、政治的裁判は、不可避であると同時に、違法主義を推し進めていくような役割を果たしうるかもしれない。Judith N. Shklar, *Legalism: Law, Morals, and Political Trials*. (Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1964), p. 220.

10) たとえば、ヘイナーの比較研究では、モザンビークとカンボジアが、こうした事例としてあげられている。Priscilla B. Hayner, *Unspeakable Truths: Confronting State Terror and Atrocity*. (London : Routledge, 2001), pp. 183-205.

委員会の権限の大きさをもとに比較表（表1a, b）が提示されているが、当然、権限が小さくなっているところでは、犠牲者の声も搔き消され、真相究明の実態が「水に流す」の選択肢（図1の③）の方にシフトしているということを意味する。そうした場合、現地N G Oによるオルタナティブ的な真相究明の追求（たとえばグアテマラのレミー・プロジェクト<sup>11)</sup>）や、国際機関、N G O、アカデミズムといった「国際社会」の介入（たとえばカンボジアにおけるイエール大学のカンボジア・ジェノサイド・プログラム<sup>12)</sup>）による是正の試みが必要となってくる。

いずれの場合も、和平・民主化プロセスの形態が、「移行期における正義」のあり方に大きな影響を与える、「移行期の正義」をめぐる政治的制約となっている事例であるが、政治的制約の問題は同時に、処罰や忘却をめぐる政治的ジレンマの問題ともオーヴァーラップしている。例えば、「包括的恩赦、意識的忘却」という選択を志向した時、人権侵害の加害者は不処罰のままで、被害者は見捨てられたままといった不正義状態を維持・継続することになり、その後の社会の真の民主化も妨げることになる。一方で、「埋もれた記憶の発掘、訴追・処罰」という厳しい選択肢を選んだ場合、社会的亀裂を深め、内戦の再発や旧体制派によるクーデタなどを誘発し、社会再建から逆に遠のぐ危険性が生じることになる。

このように「忘却」と「処罰」とは一見すると二項対立的にあるかのように見えるが、「処罰」することにより忘却するといったパターンもあることに留意する必要がある（図1の④）<sup>13)</sup>。特に社会構成員の殆どが虐殺など重大な人権侵害行為に荷担している場合であるが、その場合、その首謀者とみなされる者だけを処罰することで、つまりトカゲの尻尾切り、ないしはスケープゴートを行うことで、「忘却の穴」に抛り込む形で忌まわしい過去に決着をつけようとする傾向がよく見られる。「生け贋の儀式を介した忘却」といった問題は、ホロコーストとの関係で、「第二の罪」、「過去を抹殺する社会」という形で問題化され続けてきたところであるが<sup>14)</sup>、これは、外見上、先のトレード・オフ問題と同様に、「社会の安定」と「正義の実現」を秤にかけた上で、前者を優先させるといった選択をと

11) 歴史的記憶の回復プロジェクト編（飯島みどり、狐崎知己、新川志保子編）『グアテマラ 虐殺の記憶』岩波書店、2000年。

12) エール大学のカンボジア・ジェノサイド・プログラムのウェブサイトは、次の通り。<http://www.yale.edu/cgp/> プログラムのディレクターでもあるベン・キーナンは、五〇〇人以上の生存者からの聞き取り調査等をしながら、その全体像の解明を試みている。Ben Kiernan, *The Pol Pot Regime: Race, Power, and Genocide in Cambodia under the Khmer Rouge, 1975-79* (New Haven: Yale University Press, 1996).

13) W. James Booth, "The Unforgotten: Memories of Justice," *American Political Science Review*, vol. 95 no. 4, 2001, pp. 771-791.

14) ラルフ・ジョルダーノ（永井清彦、片岡哲史、中島俊哉訳）『第二の罪』白水社、1990年；マルガレーテ・ミッチャリーハ（山下公子訳）『過去を抹殺する社会』新曜社、1989年。

図1 〈復讐・赦し〉と〈忘却・記憶〉

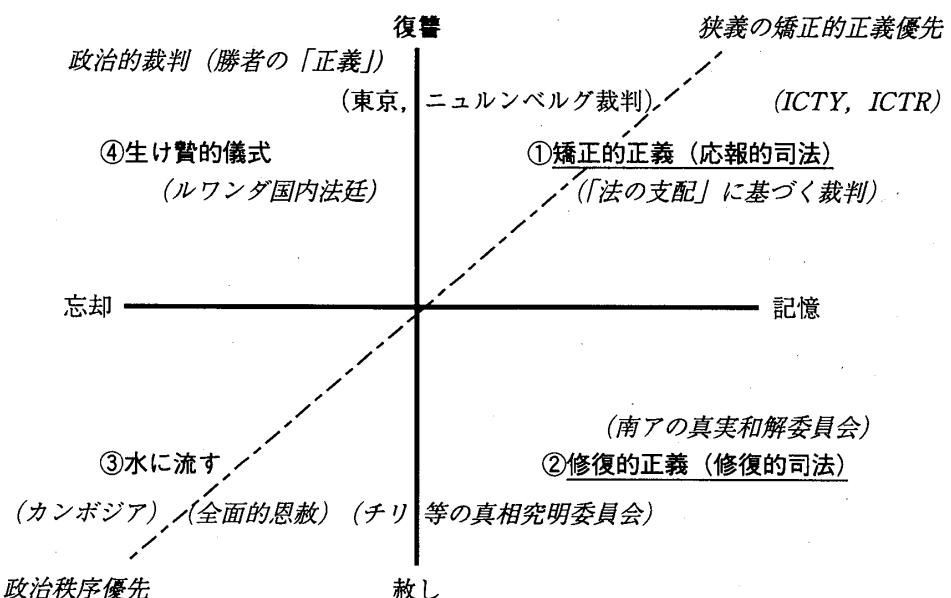


表1a 真相究明委員会の調査権限（召喚、捜索、拘束、証言者の保護）

強い	中間	弱い
南アフリカ、シェラレオネ	スリランカ、エルサルバドル、ウガンダ (1986)	アルゼンチン、チリ、ハイチ、グアテマラ

表1b 真相究明委員会の報告権限（加害者の氏名公表、強制的勧告）

非常に強い	強い	中間	弱い	制限されている
エルサルバドル、 シェラレオネ	南アフリカ	スリランカ	チリ、 アルゼンチン	グアテマラ、 ハイチ

出所：Priscilla B. Hayner, *Unspeakable Truths: Confronting State Terror and Atrocity*. London: Routledge, 2001, p. 322

った形になっている。こうした過程で、当然、多くの加害者は罪を免れたままとなり、犠牲者の声は搔き消された形の「記憶の政治」が展開していくことになる。しかし、忌まわしい過去は、無意識の記憶の底でくすぶり続けるばかりか、抑圧された過去の記憶は、現在そして未来に暗い影を投げかけることになり、社会の安定、表面上の和解のために、真的和解、修復は、もっと遠い未来へと繰り延べされていく。

こうした点を踏まえてみると、旧来の社会的対立を過剰に煽らないようにしながら、矯正的正義(rectificatory justice)を最小限維持しつつ記憶を再構築しながら修復的正義(restorative justice)を実現しようとした点で、南アフリカ共和国で行われた真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission, 以下 TRC)の試みは画期的なものであったと

言えよう<sup>15)</sup>。しかし、TRC もまた政治的制約の中で様々な限界を抱えており、矯正的正義や配分的正義 (distributive justice) の実現が不十分なままの記憶の再構築や修復的正義実現の作業は、多くの問題点を孕んでいる<sup>16)</sup>。

衝突を回避するための苦肉の策は、和解の出発点とはなりえたかもしれないが、紛争の根本的解決、とくに紛争当事者双方の認識のズレをなくすまでには至っていない。例えば、TRC による作業が一通り終了した後に行われた意識調査によれば、「和解」という言葉の意味を、黒人の約 3 割が「赦し」であるとしているのに対して、白人の約 2 割近くは「人種的統合」であるとしている<sup>17)</sup>。これは、多くの黒人は「赦してやった」という意識を持っているのに対して、多くの白人は「黒人を同等の国民に加えてやった」という意識を持っているということでもある。こうした意識の差が明確に出ているのは、アパルトヘイト体制やその後の TRC に対する評価の差である。「アパルトヘイト体制下で起こったことに対して白人は謝罪すべきであると思うか」という問い合わせに対して、黒人の 7 割以上が賛成としたのに対して、白人の約 5 割が反対であるとの意見を表明している。また「国として和解をうまく実現できたと思うか」という問い合わせに対して、黒人の 4 割以上が「かなり良い」としたのに対して、白人の 5 割以上が「それほど良くない」と答えている。こうした歴史認識における大きなギャップが意味するものは、歴史物語が未だに共有化されておらず

15) TRC について積極的に評価するものとして、TRC 担当責任者たちによるもの [Alex Boraine, *A Country Unmasked: Inside South Africa's Truth and Reconciliation Commission* (Oxford: Oxford University Press, 2000); Desmond Tutu, *No Future Without Forgiveness* (New York: An Image Book, 1999)] のほかに、永原陽子「南アフリカの真実和解委員会」『アフリカレポート（アジア経済研究所）』No. 28, 1999 年, pp. 34-38; 永原陽子「「真実と和解」から「正義と和解」へ」『ワールドトレンド（アジア経済研究所）』No. 82, 2002 年, pp. 20-23; 宇佐見誠「真実がもつ力 南アフリカの真実和解委員会」『中京法学』34 卷 1・2 号, 1999 年, 77-90 頁; 山本浩『真実と和解』日本放送出版協会, 1999 年, 216-309 頁; Lyn S. Graybill, *Truth and Reconciliation in South Africa: Miracle or Model?* (Boulder: Lynne Rienner, 2002); John de Gruchy, "The TRC and the Building of a Moral Culture," in *After the TRC: Reflections on Truth and Reconciliation in South Africa*. edited by Wilmot James and Linda van de Vijver. (Cape Town: David Philip, 2000), pp. 167-171 など多数ある。一方で、TRC に対して厳しい評価を行っているものも多い。例えば、Terry Bell, with Dumisa Buhle Ntsebeza, *Unfinished Business: South Africa, Apartheid and Truth* (London: Verso, 2003); Richard A. Wilson, *The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001) など。また積極的評価、否定的評価について整理した TRC 関連の参考文献一覧または書誌解題は、下記の URL で得られる。[<http://africana.rug.ac.be/trc/bibtrc.htm>]; Annelies Verdoollaeghe, "The Debate on Truth and Reconciliation: A Survey of Literature on the South African Truth and Reconciliation Commission," [<http://africana.rug.ac.be/texts/publications/anneliesonlinepub.htm>]

16) 紛争後における社会再建過程における矯正的正義、配分的正義等の位置づけについては、例えば、次の文献を参照。Rama Mani, *Beyond Retribution: Seeking Justice in the Shadows of War* (London, Polity, 2002).

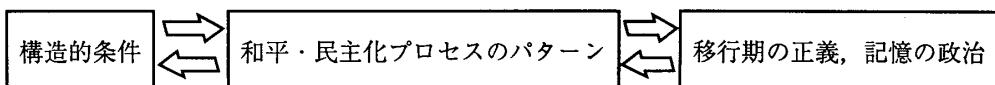
17) K. Lombard, "Revisiting Reconciliation: The People's View," Research Report of the Reconciliation Barometer Explanatory Survey, Institute for Justice and Reconciliation. (Rondebosch, South Africa: Institute for Justice and Reconciliation, 2003), p. 10, 16, 22.

ず、記憶という領域において「絶対的な敵対関係」が未だに続いているということであろう。

こうした問題は、配分的正義の問題にも連関している。同じ意識調査で、「白人は、アパルトヘイト体制のおかげで利益を受け、今日も、その遺産で利益を得続けていると思うか」という問い合わせに対して、黒人の7割以上が賛成の立場であるのに対して、白人の5割近くが反対の立場をとっている<sup>18)</sup>。また「アパルトヘイト体制の下で苦しんだ人々に対して十分な補償などが行われているか」という問い合わせに対して、白人の約7割が賛成の立場をとっているのに対して、黒人は3割程度しか賛意を示していない。

つまり、特にTRCのような真相究明型の対応における問題点は、狭義の矯正的正義を十二分に追求していないということだけではなく、配分的正義の問題を含む広義の矯正的正義との関わりにおいても、現れていると言えよう。しかし、TRCの主要な任務の中にも、「被害者に対する補償の提案を行うこと」ということが挙げられていたことからもわかるように、土地改革を含めた配分的正義の実現といった問題は、南アフリカ共和国の今後の課題ということであろう。しかし、こうした配分的正義の追求は、ネオ・リベラリズム的原理が浸透している国際経済状況の下で、また、南アフリカ経済の根幹を白人に殆ど握られている状況の下では、大変厳しいと言わざるを得ない。広義の矯正的正義の追求は、和平プロセスや民主化プロセスの移行パターンといった一国単位の政治的制約だけではなく、よりマクロ・レベル、時に世界システム・レベルの社会経済的な構造的制約によって、大きな影響を受けるということである。このように、構造的な制約条件が、和平プロセスや民主化プロセスのパターンに与える影響、またそうしたプロセスの形態が、移行期の正義や記憶の政治に与える影響は無視できないが、そうした二重の制約の中でも記憶の再編、移行期における正義の追求は可能であろう(図2)。次に、過去の人権侵害への対応として比較的成功した例として扱われることが多いTRCの事例を扱いながら、<復讐／赦し>と<記憶／忘却>といった基本的なアポリアについてのデリダの問題提起を整理しつつ、移行期の正義追求や記憶再編の方向性について考えていきたい。

図2 和平・民主化プロセスと記憶の政治



18) Lombard, *ibid.*, p. 14-15.

## 復讐から赦しへ？，忘却から記憶へ？

過去の重大な人権侵害に如何なる対応をとるべきかといった時に、常に顕現するアポリアの一つに、＜復讐／赦し＞という問題がある。復讐を続ければ、加害者と被害者はともに無慈悲な自動的運動に巻き込まれることになるが、そうした自動的運動としての復讐からの自由を可能にするものが赦しであり、そうした意味で、「赦しは復讐の対極に立つ」というのがアーレントの定式化である<sup>19)</sup>。しかし、マーサ・ミノウは、その著作『復讐と赦しのあいだ』<sup>20)</sup>の中で、何もしないという訳にはいかないのだから、正義とは、復讐と赦しの双方に共有されているものであり、その間を縫う形で模索すべきものであるといった趣旨のことを述べている。確かに復讐とは、被害者が正義の回復のために行う行為であるが、その論理は同時に「犠牲者が殺人者になる（victims become killers）」<sup>21)</sup>といった、まさに内戦下における虐殺の論理になりうる。そうした状況に対する歯止めとして、もう一方の極のある論理、赦し、つまり復讐の権利を放棄することを通じて別次元での正義の回復を目指す行為が必要となる。もちろん括弧付きの赦しは、過去の人権侵害を正さないという点で、これまた深刻な問題を残すことになる。不処罰（impunity）の連鎖を止めるために、赦しと同時に、やはり何らかの形で矯正的正義を再導入することが必要になる。

その矯正的正義、特に応報的司法（retributive justice）についてであるが、一般的には、その追求の仕方という観点から、過去志向のものと未来志向のものとに分けられる（図3参照）。通常の刑法理論における、カント的な同害報復主義に立つ応報刑論、絶対的刑罰論が過去志向であり、予防的視点や再統合などを視野に入れた目的刑論、相対的刑罰論が未来志向であると位置づけることが可能であろう<sup>22)</sup>。さらに、最近、提唱されるようになっている修復的司法（restorative justice）といった考え方は、従来の応報的司法の欠点（被害者の視点欠如等）を補う形で被害者及びコミュニティに対して負うべき加害者の修復責任といった点を強調しながら、目的刑論とは別の意味での未来志向性を打ち出している<sup>23)</sup>。

こうした中で、理念型としての真相究明委員会形式の対応の仕方は、修復的司法といっ

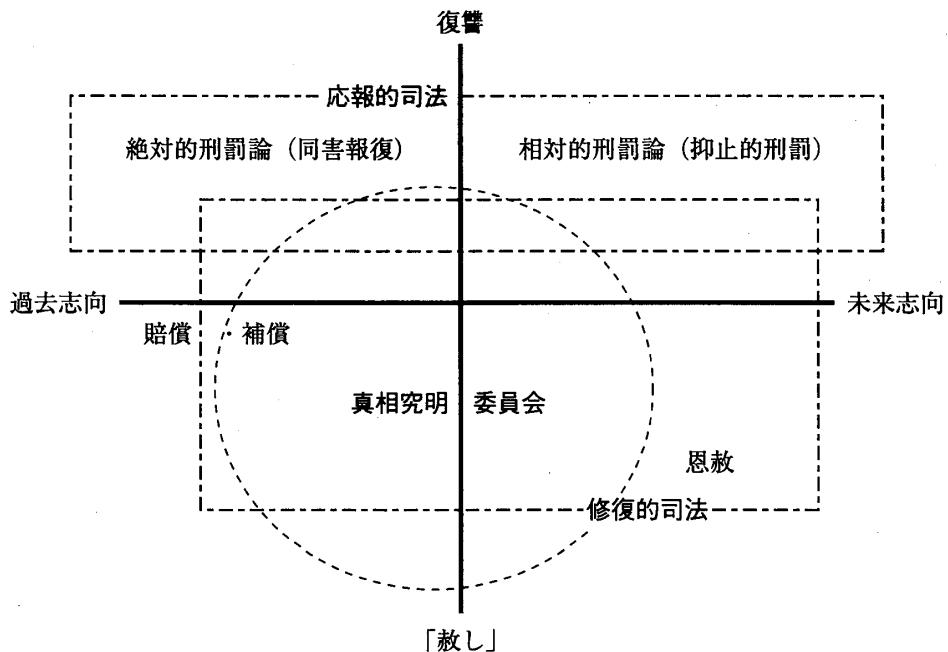
19) ハンナ・アレント（志水速雄訳）『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年、376-377頁。

20) Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence* (Boston: Beacon Press, 1998) (荒木教夫、駒村圭吾訳『復讐と赦しのあいだ』信山社、2003年)。

21) Mahmood Mamdani, *When Victims Become Killers: Colonialism, Nativism, and the Genocide in Rwanda* (New Jersey: Princeton University Press, 2001).

22) 前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、1998年、18-20頁。

図3 応報的司法と修復的司法の位置付け



た考え方と重なり合うところ、そして応報的正義とは対照的なところに位置づけることができよう。例えば、南アフリカの TRCにおいては、人権侵害専門委員会や補償専門委員会とともに免責専門委員会が設置され、加害者が自らの関与した人権侵害事件に関する全ての事実を明らかにしたと判断された場合には免責が認められることになった。結果としては、約 14000 件の事件に関連して 7116 人の加害者から免責申請がなされ、そのうち 1167 件に免責が認められた<sup>24)</sup>。こうした事例は、まさに真相究明委員会形式の対応が、その力点を応報的正義ではなく、修復的正義に置いていたことによるものである。もちろん、こうした修復的正義の思想的背景としては、ツツ司教の考え方などに代表されるキリスト教的な赦しの概念、また人間の共同性、相互依存性を強調するウブントゥー (ubuntu、共同体) といったアフリカ社会の伝統的理念の存在などが挙げられるが<sup>25)</sup>、一方で、そうし

23) 修復的司法については、例えば次を参照。高橋則夫『修復的司法の探求』成文堂、2003 年; ハワード・ゼア (西村春夫、細井洋子、高橋則夫監訳)『修復的司法とは何か』新泉社、2003 年; ジム・コンセディーン、ヘレン・ボーエン編 (前野育三、高橋貞彦監訳)『修復的司法』関西学院大学出版会、2001 年; Heather Strang, *Repair or Revenge: Victims and Restorative Justice* (Oxford: Clarendon Press, 2002); Andrew Ashworth, "Responsibilities, Rights, and Restorative Justice," *British Journal of Criminology* 42, 2002, pp. 578-595.

24) *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report*, Vol. 6, p. 24, p. 36; Martin Coetzee, "An Overview of the TRC Amnesty," in *The Provocations of Amnesty: Memory, Justice and Impunity*. edited by Charles Villa-Vicencio and Erik Doxtader. (Claremont, South Africa: Institute for Justice and Reconciliation, 2003), p. 193.

25) Desmond Tutu, op. cit.; Michael Battle, *Reconciliation: The Ubuntu Theology of Desmond Tutu* (Cleveland, Ohio: The Pilgrim Press, 1997).

た理念の裏にある政治的思惑、和解先行の政治的妥協、また真実と（矯正的）正義の取り引きといった批判も根強くある。

この点と関連する興味深い事例として、ジェフリー・セオドア・ベンツィーン（Jeffrey Theodore Benzien）のケースがあげられる。1997年7月、公安担当（反テロリスト班）の警察官であったベンツィーンは、恩赦を求めて、アパルトヘイト体制下で行ってきた拷問の実態（ウェットバッグ方式）について、TRCの公聴会の場で実際に演じながら説明を行った。結局、恩赦を得ることに成功したのであるが、その実演自体が衝撃的であったこともあり、「真実と正義の取り引き」といった点をめぐって論争を引き起こした。TRCの最終報告書は、ベンツィーンの自白について、次のように記している。

「公安担当者であったベンツィーンは、恩赦請求に際して、窒息をさせるような拷問の仕方について説明を行った。——まず布を水に浸して完全に湿らせた上、相手を腹這いにさせ、後ろ手を紐で縛り上げた上に、馬乗りになる。そして、相手の頭に袋を被せて、首の辺りで捻りながら締め上げる。多くの場合、相手は意識を失うようであった。体が弛緩した状態になるので、そこで袋を緩める。——その後、窒息状態になっていた人の反応はどうだったのか？」との質問に対して、ベンツィーンは次のように説明した。——疲れ切った感じで頭が動くので、「話したいか？」と質問する。そして相手が話したいという徴候があれば直ちに息を吸わせてやる。すると相手は悶えながら叫ぶのだ、と——。そして、まず間違いなく、このやり方で、30分以内に自白させることに成功したとも、ベンツィーンは述べた<sup>26)</sup>。」

ベンツィーンによる拷問の実演シーンは、TRCが主催する一種のスペクタクル劇として、見ている者の目に特に焼き付けられることになったが、それ以上に、被害者を前にしてベンツィーンが、その後に語った一連の言葉が、TRCを象徴するもの一つとなった。拷問の被害者一人でもあるトニ・イェンゲニ（Tony Yengeni）が、「ウェットバッグといったようなやり方を使って人間を死の手前まで追いやりながら、その人間が苦しみ悶えているのを繰り返し見聞きできるなんて、果たして人間だろうか？ベンツィーンとは、一体どういう人間なんだ？」と問い合わせるの対して、ベンツィーンは、次のように答えた。

「その問い合わせてきたのは貴方だけではない。見知らぬ他人で溢れている法廷で話すことは簡単ではないが、精神科医に相談する過程で、私自身も、自分とは如何なる人間なのかということを聞いてきた。私は、幸か不幸か、ケープタウンの白人居住区で生まれ育ってきた。教育も受け、家もある特権的な白人である限り、その問い合わせを避けることができた。もし貴方が、そんなことができる人間が果たして人間かと私に問うたとしても、私自身もまた同じ問い合わせに対

26) Truth and Reconciliation Commission, *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report. Vol.2* (London: Macmillan, 1998), pp.192-193.

してしなければならないのだ。」<sup>27)</sup>

そして、彼は、さらに次のように言い添えている。

「後になって考えてみると、間違いを犯していたことに気付いた。……しかし、一方で、その当時は、共産主義運動から南アフリカを救い、自分と自分の家族が今まで生活してきた祖国で生きていく権利を守るために職務を遂行しているのだと思っていた。……新体制には隔世の感を抱くとともに、新生南アフリカに今なお私が存在できて大変幸せに思う。そして、今でも私は愛国者の一人だ。」<sup>28)</sup>

真実の一部しか明らかにしていない可能性が高いことなどから、ベンツィーンに恩赦を与えたことに対して多くの批判があった。しかもベンツィーンは公職追放になるどころか、警察機構の中で働き続けていたということから、安易な「赦し」に対しての厳しい批判が加えられた。しかし、メディアの中では、ベンツィーンをめぐるスペクタクル的表象は、「真実（トラウマとなった過去の記憶）」の告白、そして謝罪つまり「拷問を行う者」から「（精神的な）拷問を受ける者」への反転という儀礼、さらに儀礼通過後の恩赦・和解へといった、一連の「物語り」の重要な一齣としての役割を担ったことは否定できない。そして、ベンツィーンの「語り」は膨大な「語り」の中から選別され、TRC 最終報告書というアーカイヴ的文書の中の重要な箇所に配置され、活字として定着していった<sup>29)</sup>。「真実」から「和解」へといった、あらかじめ決められたプロットに「語り」を流し込んでいくという手法は、ちょうど博物館の中に収集物を配置していく権力の振る舞いに酷似している。もちろん、その定型的なプロットが指し示しているものとは、南アフリカ共和国憲法前文に見られる「南アフリカは、その土地に住む全ての人々に属し、多様性の中で統一を保つことを信じる（Believe that South Africa belongs to all who live in it, united in our diversity.）」という精神である。それは、絶対的な敵対関係にあった当事者たちが、一連の儀礼過程を経て、同じ土地での共存を誓い、その誓いの実現に向け努力していくという精神である。

内戦的状況下における虐殺といった最悪の結果を招く「絶対的な敵対関係」の基本的な構成要素が、モノの問題と言葉の問題、つまり①分割困難な資源（たとえば土地）をめぐる争い、②政治エリートによる操作などを通じて形成される相互排他的なアイデンティティ

27) Truth and Reconciliation Commission, *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report. Vol.5* (London: Macmillan, 1998), p. 369.

28) "Burying South Africa's Past: Of Memory and Forgiveness," *Economist*, 1 November 1997, p. 23.

29) Roy Bester, "At the Edges of Apartheid Memory," n. d. [<http://www.treresearch.org.za/>]

イなどからなるとすれば<sup>30)</sup>、「同じ土地に共存していく誓い」とは、分割困難な土地を分かち合うことで、虐殺などの重大な人権侵害といった悲劇を二度と繰り返さないという誓いでもある。その際、その誓いは、「赦されざるもの赦す」という倫理的態度によって迎えられることによって初めて、相互排他的なアイデンティティの政治を乗り越えうるものとなる。

虐殺に至る典型的なパターンとして、＜正統な先住者／不純をもたらす外来者＞または＜文明を背負った外来者／野蛮な先住者＞といった二項対立図式に基づきながら、優位にあると思っている者が、その純粹性を高めていく過程で、劣位に位置づけられた者を文字通り物理的に除去していくといったものがある。コンラッドの『闇の奥』の中でクルツが述べた言葉「野蛮人どもを抹殺してしまえ (exterminate all the brutes)」に象徴されるように、植民地支配を受けた地域における虐殺の多くは、まず「文明を背負った外来者」による「野蛮な先住者」の虐殺といった形から始まる。その後の脱植民地化の過程では、「正統な先住者」という地位をめぐる内戦が、植民地期に形成されたエスニック・ポリティクスと絡み合いながら展開していった<sup>31)</sup>。いずれの場合にせよ、悲劇の後、犠牲者側が、その本質主義的なアイデンティティ・ポリティクスに沿った形で報復という選択肢を选べば（たとえば加害者である白人を南アフリカから追放する形で対応すれば）、それは、虐殺と類似の論理を再生産することになる。こうした悪循環から抜けだすためには、先に触れたアーレントの議論と同じように、復讐を断念して「赦されざるもの赦す」といった不可能性（条件なしの赦し）<sup>32)</sup>を目指すことが必要とされるのである。デリダは、この点に関連して次のように述べている。

「赦しが可能かどうか私にはわかりません。しかし、もしそれが可能ならば、それは、ある意味では赦すことのできないもの、赦されずにあり続けるものに対して与えられることになります。もし人が赦すことのできるものを赦すならば、もしくは証明を見出すことのできるものを赦すならば、それはもはや赦しではありません。赦しの難しさは、つまり赦しが不可能に見える原因は、それが、まさに赦すことのできないでいるものに対して差し向かられねばならないからです。」<sup>33)</sup>

30) Monica Duffy Toft, *The Geography of Ethnic Violence* (New Jersey: Princeton University Press, 2003); E. Staub, *The Roots of Evil: The Origins of Genocide and Other Group Violence* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989).

31) Mahmood Mamdani, "Making Sense of Political Violence in Postcolonial Africa," in *Experiments with Truth: Transitional Justice and the Processes of Truth and Reconciliation*. edited by Okwui Enwezor et al. (Ostfildern-Ruit, Germany: Hatje Cantz, 2002), pp. 21-42.

32) Jacque Derrida, translated by Mark Dooley and Michael Hughes, *On Cosmopolitanism and Forgiveness* (London: Routledge, 2001), pp. 27-60.

33) ジャック・デリダ（森好雄、森本和夫、本間邦雄訳）『言葉にのって』ちくま学芸文庫、2001年、202頁。

図 4a 「赦されざるもの赦す」という不可能性への志向

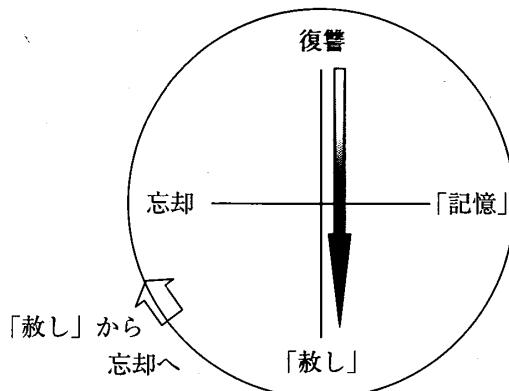
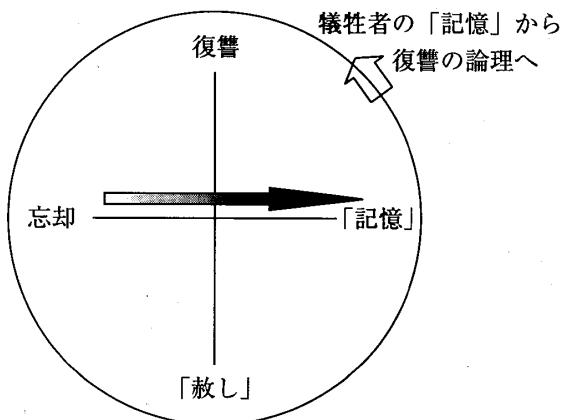


図 4b 忘却に抵抗する「開かれたアーカイブ」



儀礼通過による恩赦・和解といった、ベンツィーンをめぐるスペクタクル的な表象の政治に看守できるのは、その不可能と言って良い行為、つまり「赦すことのできないものを赦すこと」を志向することで、内戦、虐殺といった状況につながる構図から抜け出そうという試みである（図 4a）。しかし、それは同時に、ウラジーミル・ジェンケレヴィッチがかつて示唆したように、赦しは忘却を生みかねない<sup>34)</sup>。たしかに忘却という選択肢には、それなりの合理性があるという意見もある。対立、分裂の回避、社会の安定性の確保のための方便というだけではなく、忘却とは、ある種の幸福の条件でもあるというものである。この点については、ニーチェの有名な言葉がある。

「最小の幸福においても最大の幸福においても幸福をして幸福をたらしめるものは常に一つである。それは忘却しうることであり、あるいは一層學的に表現すれば、その繼續しているあいだ非歴史的に感覚する能力である。」<sup>35)</sup>

34) デリダ、同書、201 頁。Vladimir Jankélévitch, *Philosophie morale* (Paris: Flammarion, 1998), pp. 997-1148.

35) ニーチェ（小倉志祥訳）『反時代的考察』ちくま学芸文庫、1993 年、124 頁。

ニーチェはまた、過剰な記憶の害毒についても次のように述べている。

「要するに、ほとんどが、しかし忘却なしにおよそ生きることは全然不可能である。あるいは私の主題をもっと単純に説明するならば、不眠や反芻や歴史的感覚のうちには、そこまでゆくと、人間であれ民族であれ文化であれ、生けるものが害を受け、最後には没落するに至る程度があるということになる。」<sup>36)</sup>

しかし、移行期における正義の問題に関連して言えば、忘却を通じた幸福なるものは、忘れ去られた他者の不幸によって支えられていることから目を逸らせてはならないだろう。また同時に精神分析的な視点から見ても、抑圧された過去の記憶の問題は、忘却によっては根本的に解決しない。個人の場合と同様、集団の場合においても、トラウマとなった過去の抑圧された記憶は完全に消し去ることができない。それは、たとえばヴィシー・シンドロームの例に見られるように、間歇泉のごとく噴き出てくるものである<sup>37)</sup>。また、ある種の記憶を抑圧するということは、ある種の人々の人権を軽視するということと同時に、記憶を共有する政治的共同体の中から彼ら・彼女らを排除することを意味する。そして、排除された人々はトラウマを抱えながら沈黙を余儀なくされるが、それは時には暴力による復讐という形で噴き出ることもありうる。しかも、心的外傷とは、ジュディス・ハーマンが指摘するように、忌まわしい事実を否認したいという意志と、そのことについて声をあげて話したいという意志との相剋を特徴としており、「口に出せない（unspeakable）」ような身の毛のよだつ残虐行為の記憶は、個人の意識から排除されようとしたながらもトラウマとしてつきまとうことになる<sup>38)</sup>。まさにPTSD（心的外傷ストレス障害）と同じく、ある種の権力によって沈黙を強いられている人々は、その出来事から意識的に離れようとすればするほど、その出来事から受けた苦しみを繰り返し体験することになる。こうした個人的そして集団的なトラウマから完全に回復していくためにも、沈黙を破り、語ることを可能にする機会が必要である。もちろん「口に出せないこと」は言葉にしても再現することは不可能ではあるが（「表象の不可能性」という壁はあるが）、抑圧された過去の記憶について語ること、つまり過去の再構成の機会が与えられれば、個人のレベルでは、個人のイ

36) ニーチェ、同書、125頁。

37) Henry Rousso, translated by Arthur Goldhammer, *Vichy Syndrome: History and Memory in France since 1944* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1994); 高橋哲哉「記憶の回帰と証言の時代 フランスの＜戦争の記憶＞についてのノート」臼井隆一郎・高村忠明編『記憶と記録』東京大学出版会、2001年、9-25頁; 鵜飼哲「ドイツ占領期の記憶とフランスの＜戦後＞」古岸昭・池田浩士・鵜飼哲・和田忠彦編『ファシズムの想像力』人文書院、1997年、157-174頁。

38) ジュディス・L・ハーマン（中井久夫訳）『心的外傷と回復』みすず書房、1999年、xii頁；キャシー・カルース編（下河辺美知子編）『トラウマへの探求 証言の不可能性と可能性』作品社、2000年、24頁。

ンテグリティ、尊厳の回復も可能になるし<sup>39)</sup>、社会のレベルでは、生き残った者（被害者、加害者そして傍観者）が、記憶における分断状況を越えて記憶を少しづつ共有化していくことも可能になるであろう。

つまり、「赦しは忘却を生みかねない」という注意事項も踏まえ、記憶が忘却の穴へと落ちていかないように、括弧付きの赦しを安易に与えないという義務を喚起し続けると同時に、抑圧された記憶について語る機会を拡大し続ける作業が必要となってくる。それは、単に忘却に抵抗する「記憶のアーカイブ」ではない、閉ざされた記憶に抵抗する「開かれたアーカイブ」の必要性にもつながってくる（図4b）。アーカイブ（archive）の語源は、デリダが指摘しているように、始源（commencement）であるとともに、上からの命令（commandment）である<sup>40)</sup>。つまり、アーカイブとは、通常の訳語である公文書という言葉の含む意味からわかるように、始原へと遡りながら、その過去について何を記憶し、何を忘却するかについて、編纂という形で権力行為を遂行した結果である。先述したように、それは、ちょうど博物館内に、収集物を配置していく権力的行為と同じであり、TRCの最終報告書もまた、やはり、そうしたアーカイブ的性格と同時に、その問題点を抱えている<sup>41)</sup>。つまり記憶の維持のためのアーカイブが真正性（authenticity）を獲得し閉じた記憶となった時、そこで切り捨てられた記憶は、抑圧された記憶として燐り続け、抑圧された記憶はアーカイブそのものを脅かし続けることになる。こうした「アーカイブという困難性・病い（mal d'archive）」を乗り越えるためには、アーカイブを閉じようとしないで、到達不可能な始源に向かって歴史を逆行し続けながら語り（ナラティブ）を構成しなおしていくことが、硬直的な「記憶の政治」を回避する上でも重要になってくる。

確かに、従来の真相究明委員会のレポートに比べれば、加害者の語りから被害者の語りまで、TRCの最終報告書の包括性、広範性には目を瞠るものがある。しかし、生き残った者の中で「重大な人権侵害の被害者」として公聴会で証言できた者は、約2万1000人にわたる書類申請者の中の一割程度でしかなかった。そして公聴会で証言した者の語りもまた、時間の制約から途中で遮られたり、あらかじめ決められた質問に応えるように誘導

39) 「語りによる過去の再構成」を通した治癒という考え方については、社会構築（構成）主義的な臨床心理アプローチに関連する文献を参照。シーラ・マクナミー、ケネス・J・ガーゲン編（野口裕二、野村直樹訳）『ナラティブ・セラピー』金剛出版、1997年；小森康永、野口裕二、野村直樹編『ナラティブ・セラピーの世界』日本評論社、1999年など。

40) Jacques Derrida, translated by Eric Prenowitz, *Archive Fever: A Freudian Impression* (Chicago: University of Chicago Press, 1998), p. 4.

41) Brent Harris, "The Archive, Public History and the Essential Truth: The TRC Reading the Past," in *Refiguring the Archive*, edited by Carolyn Hamilton et al. (Capetown: David Philip, 2002), pp. 161-177.

されながら、「和解への出発」という大きな物語に組み込みが可能な形に編集されていった。

たとえば、次は、TRC 人権侵害専門委員会による公聴会（イーストロンドン）の場で、自分の夫を殺された被害者（パプ）に対して、そうした誘導尋問が行われるところである。

委員：有り難う、議長。お母さん、貴方の話を聞かせてもらいましたが、一つだけ質問があります。貴方自身の意見としては、平和をもたらすために何ができると思いますか。貴方自身と彼らとの間に対立はいまだにあるのでしょうか？

パプ：私が彼らに求めているのは、真実を話すためにしてほしいということです。

委員：彼らが前に名乗り出してくれれば、和解が達成されるというのですか？

パプ：はい、もし彼らが来て真実を話すことができれば。

委員：もし彼らが前に名乗り出しができれば、貴方は彼らを許しますか？

パプ：はい。<sup>42)</sup>

人権侵害委員会による公聴会（ポートエリザベス）の場で行われた、匿名の証言者と議長との間の次のようなやりとりも、ほぼ同じようなものと言えよう。

匿名の証言者：もし彼らが赦しを得たいのであれば、まず来て、真実をさらけ出すべきであると、彼らの良心も彼ら自身に語ることであろう。そして、犠牲者が癒されるのと同様に、彼らもまた癒されることも可能になるだろう。

議長：まさに我々が真実を求めている理由は、そこにあるのです。有り難う<sup>43)</sup>。

しかし、こうした「和解への出発」といった大きな物語へ個人の語りを嵌め込んでいくやり方に対しては、「正義なき和解<sup>44)</sup>」とか「政治的妥協<sup>45)</sup>」といった批判があったことについては既に触れた通りである。また同時に、切り捨てられた個人の語り、デフォルメされた個人の語りといった問題もある。

たとえば……。TRC の人権侵害専門委員会での公聴会（ウムタタ）で、1980 年代初めのアンゴラ・キャンプで、他の女性が ANC 幹部によって性的虐待を受けたたことについて、ある証言者が言及しようとしたところ、彼は、自分自身の人権侵害問題に限定するよう論

42) Annelies Verdoolege, "The Human Rights Violations Hearings of the South African TRC: A Bridge between Individual Narratives of Suffering and a Contextualizing Master-Story of Reconciliation," n. d., p. 13. [<http://africana.rug.ac.be/texts/publications/anneliesonlinepub.html>]

43) Truth and Reconciliation Commission, *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report. Vol.5* (London: Macmillan, 1998), p. 378.

44) Mahmood Mamdani, "Reconciliation without Justice"-----.

45) Richard A. Wilson, *The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa: Legitimizing the Post-Apartheid State* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001), passim.

されたうえ、委員会としては、そうした周辺的な問題について長く時間をさくことができないと述べられたという<sup>46)</sup>。TRCの公聴会では、特に個人による直接的な重大な人権侵害（殺人、拷問など）に焦点を当てられたが、アパルトヘイト体制という構造的な悪の問題に対して本格的にメスを入れられることはなかった。様々な声に篩いがかけられ、その一部は消去されるといった問題は、言いかえれば、権力的に優位にある者が、如何なる内容の話を聞きたがっているかということによって、被害者の語りの内容、形式が規定されるという問題でもある。

アパルトヘイト体制の維持に積極的な役割を果たした少数の直接的な人権侵害者（特に治安関係者やANCの軍事部門関係者）は、公聴会の場に現れたが、圧倒的多数を占める「傍観者という受益者」の問題を含む間接的そして構造的な人権侵害の問題については、殆ど手つかずになったということは、結局のところ、移行過程のパターン（旧体制側と反体制側との妥協的な相乗り民主化過程）により、「語りを集積したアーカイブ」の内容が大きく規定され、報復よりも赦しにウェイトをおかれたものになったということである。ただし、その妥協的な性格が、赦しや和解を基調にした移行過程を安定化することに寄与し、幸いにして内戦に準じた状況の再発を防いだということも、もう一つの真実である。逆に言えば、TRCの最終報告書という妥協的な政治的性格をもったアーカイブは、絶対的な敵対関係の再発を阻止することに寄与はしたが、同時に、ある種の語りを排除し消去したということである。沈黙をさせようとする、この種の権力に抗していくには、「口に出せない」ことについて声を出して語れる機会を広げていく必要があろう。また沈黙を強いる権力がより強い社会（図1の③に位置するような社会）では、なお一層、その必要性は高くなってくる。

しかし、矯正的正義の回復を前提とした代表的な「犠牲者の語り」の構築過程においてもまた、そこに代表されない多様な声が消去される危険性はある。リゴベルタ・メンチュウの回顧本『私の名はリゴベルタ・メンチュウ』の内容、信憑性に疑問を投げかけたディヴィッド・ストールの本『リゴベルタ・メンチュウと全ての貧しいグアテマラ人の話し』が契機となり始まった論争は、まさに、そうした問題をめぐるものであった<sup>47)</sup>。「リゴベルタ・メンチュウは本当にグアテマラの貧しい人々の声を代表しているのだろうか」といった犠牲者の語りにおける代表／表象性の問題やメンチュウの証言自体の信憑性などをめぐる論争は、やがて新保守主義的バックラッシュと新左翼的思潮との間の文化戦争

46) Brent Harris, "The Archive, Public History and the Essential Truth: The TRC Reading the Past," in *Refiguring the Archive*, edited by Carolyn Hamilton et al. (Capetown: David Philip, 2002), p. 177.

47) エリザベス・ブルゴス（高橋早代訳）『私の名はリゴベルタ・メンチュウ』新潮社, 1987年; David Stoll, *Rigoberta Menchu and the Story of All Poor Guatemalans* (Boulder: Westview Press, 1999); Arturo Arias ed. *The Rigoberta Menchu Controversy* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 2001).

(cultural wars) といった様相も見せていったが、まず最初に見落としてはならない事実は、犠牲者を代表する語りが、実際に、世界中の注目を引くことに成功し、特にマヤ民族の多くの人々のいのちを間接的に救ったということであろう。こうした状況の中で、ストールのように、抑圧者対被抑圧者という図式の下で展開される暴力の狭間で揺れ動く民衆の声があることを強調すれば、当然、それは抑圧者の肩をもつものとして指弾されることになってしまう。しかし、TRCの場合と同様に、犠牲者の語りというものが、それを聞かせたい人々（例えば国外のジャーナリスト、人類学者、人権NGOの活動家など）の意向に沿った形で編纂され、それに沿わない声は消去される傾向があることにも留意する必要はある。

また、「口にだせない」ことをあえて語ろうとすることで命が狙われるような厳しい状況であれば、語ろうとする姿勢には、革命というプロットにそぐわない語りを消去する傾向だけではなく、戦略的本質主義という閾値を越えて復讐の論理へと反転してしまう危険性がつきまとつることも確かである（図4b）。反転してしまった場合、開かれたアーカイブを目指す果てしない運動は、復讐の罠から抜け出すべく、いずれ赦されざるもの赦す方向へと再び向かわなければならなくなる（図4a）。もちろん、それは沈黙を強制するローカルな権力をある程度解体した後ということになろう。しかし、マクロ・レベルの趨勢が、ネオ・リベラリズムの浸透とともに不正義を不運として捉える方向へ、また同時に沈黙を強いる権力をますます強める方向へと変化しているとすれば、話しある。記憶・忘却、復讐・赦しをめぐる循環運動（図4a～b～a）は停滞を余儀なくされ、人権侵害は放置されたままになり、絶対的な敵対関係の（再）暴発の危険性はますます高まっていくことになる。

## おわりに

過去に関する集合的記憶が社会的構築物である以上、過去をどう取り扱うかの選択肢について、私たちは一定程度の選択の幅をもっている。もちろん、それは様々な制約がある中での選択の幅ということであるが、本論では、移行期における正義という問題、つまり過去の人権侵害という問題を取り扱うといったことについて、様々な制約がある中でとられる選択は、どういうバイアス性をもっているかといったことについて見てきた。和平・民主化プロセスが旧体制主導で進められる場合は、記憶の政治は、忘却・赦し（図1の③）の方向へと傾き、また逆にプロセスが旧体制崩壊に近い形で進む場合は、記憶の政治は、復讐・記憶～忘却（図1の①～④）の方向へと傾斜していく。和平・民主化プロセスが、その中間形態である場合は、記憶の政治は赦し・記憶（図1の③）の方向へ向かう可能性

が高い。

そして、復讐へと傾斜したものについては赦しの方向へ、忘却へと傾斜したものについては記憶の方向へといったように、それぞれ、いずれも何らかの形で不十分な対応を改めていく必要性がでてくる。逆に「記憶の政治」の領域において十分な対応がとられれば、記憶の再編の動きが、移行過程のパターンに伴う政治的制約を越えて、和平・民主化プロセスそのものの深化を推し進めていく可能性も高くなる(図2)。また、「移行期における正義」の問題に対して国内的措置だけでは十分な対応が出来ない場合、以上に述べたようなことを視野に入れながら、司法的な人道的介入や国際協力を進めていくことが必要となってくる。「国際社会」の関与の度合いが大きい和平プロセスの場合、こうした介入の問題はより重要になってくるが、介入のあり方については、一種の帝国主義的介入にならないような慎重さと深慮が同時に求められる。しかし、そうした外からの支援や下からの社会運動が、「移行期における正義」問題に対する適切な対応を推し進めていければ、内戦状況に見られる「信頼関係の破壊→制度崩壊→更なる信頼関係の破壊」といったダウンスパイラルに歯止めをかけ、さらには信頼の再構築過程へと逆転させていくことも可能となる。

もちろん、内戦後の社会再建ということを視野に入れた場合、狭義の矯正的正義だけではなく、法的正義(法の支配)、回復的正義、さらには配分的正義など、複数の正義を同時に追求することが必要だが<sup>48)</sup>、こうしたことを妨げているマクロ・レベル(特に世界システム・レベル)の構造的制約を取り払っていくことが、何よりも大切であることは言うまでもない。こうした努力なしの外からの介入は、軍事的な「人道的」介入と同様に、紛争地域の実質的な封じ込め政策のような性格を帯びることになる<sup>49)</sup>。逆に、信頼関係の再構築を阻害するような構造的な制約が少しずつ取り払われ、沈黙を強いる抑圧的な構造的権力を解体していくことができれば、語りによる歴史物語の書き換えの動きも活性化し、記憶再編の可動幅、さらには共有化される記憶の地平も広がっていくであろう。「記憶の政治」の新たな展開は、信頼関係の再構築を促し、結果としては、内戦再発といった形での「絶対的な敵対関係」の暴走を食い止める可能性ももっている。こうした意味でも、「記憶の政治」そして「移行期の正義」の問題に対する的確な対応の模索は、単に過去にどう取り組むかという問題であるだけではなく、未来の社会を、どうデザインしていくかという問題ともなっている。

(本論文は、平成13-15年度科学研究費補助金・基盤(C)(2)課題番号13620078による研究成果の一部である。)

48) Rama Mani, *op. cit., passim.*

49) 土佐弘之、前掲書、246-272頁。